



鳥取県公報

平成13年11月20日(火)
第 7 3 3 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|------|---|
| 告 示 | 青少年に有害な図書類の指定 (634) (県民活動推進課) 1 |
| | 宅地建物取引業法第67条第1項の規定による告示 (635) (住宅環境課) 2 |
| | 土地改良区の定款の変更の認可 (636) (耕地課) 2 |
| | 公有水面の埋立ての免許の出願 (637) (漁港課) 2 |
| | 一般国道の区域の変更 (638) (道路課) 3 |
| | 一般国道の供用の開始 (639) (") 4 |
| 選管告示 | 選挙管理委員会の招集 (77) 4 |
| 公 告 | 准看護婦試験の実施 (医務薬事課) 5 |
| | 平成13年度鳥取県屋外広告物講習会の開催 (都市計画課) 6 |
| 調達広告 | 制限付競争入札の実施 (福祉保健課) 7 |
| | 公募型指名競争入札の実施 (管理課) 9 |

告 示

鳥取県告示第634号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年11月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 指定番号 | 種 別 | 図 書 類 | | |
|------|---------------|-------------------------------|---------------------|---------------|
| | | 題 名 及 び 号 数 | 発行記号等 | 表示された発行所名 |
| 6810 | 雑誌その他の 刊行物 | Ubu!! 6月増刊号 うぶだっこ!! VOL.10 | 雑誌 01888 - 6 | 有限会社 光彩書房 |
| 6811 | " | 快樂マガジン 6月号増刊 ちびっクリ VOL.3 | 雑誌 02402 - 06 | 有限会社 光彩書房 |
| 6812 | " | イケてる桃尻娘 7月号 | 雑誌コード 01757 - 07 | 株式会社 英和出版社 |
| 6813 | " | 素人娘でーた 2001年7月号 071 | 雑誌 04501 - 07 | 平和出版 株式会社 |

| | | | | |
|------|--------|-----------------------------|---------------------|-----------|
| 6814 | " | 完熟美神 平成人妻恥戯白書 | 雑誌コード 67481 - 11 | 風林館 |
| 6815 | ビデオテープ | Angel Play ~天使の悪戯~ 8 | なし | なし |
| 6816 | " | 放課後クラブ2 キューティーな女子高生・牧村美希 | PU - 02 | PJプロダクション |
| 6817 | " | ピンクにKISS 深芳野 | SHO - 06 | シャワー株式会社 |
| 6818 | " | 情熱ボディ オシャレ2 | OS - 02 | 日本青年育性狂会 |
| 6819 | " | 女子校生 暴行! 散らされた蕾たち | BWN - 006 | 株式会社ブローニー |

鳥取県告示第635号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により告示する。

当該宅地建物取引業者から平成13年12月20日までに申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成13年11月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 宅地建物取引業者の名称及び代表者の氏名
吉岡不動産センター
代表者 吉岡 育明
- 2 宅地建物取引業者名簿に登載された事務所の所在地
米子市道笑町一丁目42
- 3 宅地建物取引業者名簿に登載された代表者の住所
米子市道笑町一丁目42

鳥取県告示第636号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、新開川土地改良区の定款の変更を平成13年11月12日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成13年11月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第637号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間鳥取県農林水産部水産振興局漁港課及び淀江町役場経済課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成13年11月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 片山 善博

鳥取市東町一丁目220

2 埋立区域

(1) 位置

西伯郡淀江町大字今津字浜田267 - 36及び267 - 37の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を直線で結んだ線により
囲まれた区域1の地点 西伯郡淀江町西原4等三角点(北緯35度27分17秒、東経133度25分32秒)から26度37分21秒、
843.64メートルの地点

2の地点 1の地点から269度9分59秒、122.65メートルの地点

3の地点 2の地点から33度54分13秒、6.30メートルの地点

4の地点 3の地点から87度29分26秒、1.93メートルの地点

5の地点 4の地点から357度44分8秒、0.82メートルの地点

6の地点 5の地点から89度11分35秒、117.16メートルの地点

(3) 面積

725.35平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

西伯郡淀江町大字今津字浜田267 - 36及び267 - 37並びにその地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から5の地点までを順次に直線で結んだ線及び5の地点と1の地点を直線で結んだ線により
囲まれた区域1の地点 西伯郡淀江町西原4等三角点(北緯35度27分17秒、東経133度25分32秒)から29度54分22秒、
812.59メートルの地点

2の地点 1の地点から269度21分9秒、175.76メートルの地点

3の地点 2の地点から345度8分50秒、18.73メートルの地点

4の地点 3の地点から33度54分13秒、50.39メートルの地点

5の地点 4の地点から89度15分25秒、151.42メートルの地点

(3) 面積

10,133.16平方メートル

4 埋立地の用途

物揚場用地

5 出願年月日

平成13年11月12日

鳥取県告示第638号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、
同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年11月20日から2週間鳥取県土木部道路課(鳥取市東町一丁目220)において一般の

縦覧に供する。

平成13年11月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 路線名 | 区 間 | 変 更 前後別 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|------|--|------------|-----------------|-----------------|
| 179号 | 東伯郡三朝町大字今泉字石田592 - 1 地先から倉吉市円谷字東天地227 - 4 地先まで | 変更前 | 8.5 ~ 54.0 | 1,421.0 |
| | | | 18.0 ~ 50.0 | 1,421.0 |
| | | 変更後 | 8.5 ~ 54.0 | 1,421.0 |
| | | | 18.0 ~ 50.0 | 1,421.0 |
| | 倉吉市円谷字東天地227 - 4 地先から同字222 - 10地先まで | 変更前 | 38.5 ~ 43.5 | 123.0 |
| | | 変更後 | 38.5 ~ 46.0 | 123.0 |

鳥取県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成13年11月20日から2週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成13年11月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

| 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|---|-------------|
| 179号 | 東伯郡三朝町大字今泉字畑ヶ田653 - 2 地先から倉吉市円谷字東天地222 - 10地先まで | 平成13年11月20日 |

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第77号

平成13年第17回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成13年11月20日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成13年11月22日（木）午後2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員会
- 3 議題
 - (1) 政治団体関係者研修会の開催について
 - (2) その他

公 告

保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、准看護婦試験を次のとおり実施する。

平成13年11月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

平成14年2月20日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

鳥取市江津318 - 1 鳥取県看護研修センター

3 試験科目

解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

(1) 保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則（昭和26年^{文部省}_{厚生省}令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成14年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）

(2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護婦養成所を卒業した者（平成14年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）

(3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護婦になるのに必要な学科を修めた者（平成14年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）

(4) 省令第4条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護婦養成所を卒業した者（平成14年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）

(5) 外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(6) 外国の看護学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、鳥取県知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成14年1月4日（金）から同月10日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送による場合は、平成14年1月10日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

(1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成14年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込み証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）

(2) 4(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護婦学校を卒業し、又は外国において看護婦免許を得たことを証する書面

(3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとす。)

なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書(当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真のついた身分証明書その他の書面とする。この場合、当該書面は後日返送するので、430円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。)を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合は、現金書類で6,900円を送付すること。

9 合格者の発表等

(1) 平成14年3月15日(金)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

(2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の規定に基づき、開示する。

10 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵便によって行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医務薬事課(電話0857-26-7190)に照会すること。

鳥取県屋外広告物条例(昭和37年鳥取県条例第31号)第10条の4第1項の規定により、平成13年度鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成13年11月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

| 日 時 | 講 習 の 課 程 | 場 所 |
|-----------------------------|--|------------------------------------|
| 平成13年12月13日(木) 午前9時30分から | 広告物に関する法令 広告物び表示の方法に関する事項 広告物の施工に関する事項 | 鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化会館 第5会議室 |

2 受講申込手続

(1) 受講申込書の配布

受講申込書は、鳥取県土木部都市計画課、各土木事務所維持管理課、日野総合事務所県土整備局維持管理課及び各市町村役場において配布する。

(2) 受講申込書の受付期間

平成13年11月20日(火)から同年12月10日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 受講申込書の提出先

次のいずれかの場所に提出すること。なお、郵送による場合は、アの場所に送付すること。

ア 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部都市計画課土地利用係(鳥取県庁本庁舎5階)

イ 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取土木事務所維持管理課(東部総合事務所内)

- ウ 八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県郡家土木事務所維持管理課（八頭総合事務所内）
エ 倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉土木事務所維持管理課（中部総合事務所内）
オ 米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子土木事務所維持管理課（西部総合事務所内）
カ 日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県土整備局維持管理課

3 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちょう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

4 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第50号）第12条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち公告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

5 問合せ先

鳥取県土木部都市計画課土地利用係（電話0857 - 26 - 7458, 7130）

調 達 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による一般競争入札（以下「制限付競争入札」という。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成13年11月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

鳥取県生活保護関係広域電算化システム 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成14年3月29日（金）

(4) 納入の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部福祉保健課（鳥取県庁本庁舎2階） ほか9箇所

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成13年鳥取県告示第611号（制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格等について）による知事の入札参加資格審査を受け、競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

(3) 平成13年11月20日（火）から平成14年1月8日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競

争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部福祉保健課

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部福祉保健課保護係

電話 0857 - 26 - 7144

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所及び(3)の入札説明会時に交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成13年12月17日（月）午前10時

鳥取県庁第15会議室（鳥取県庁議会棟3階）

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年1月8日（火）午後1時10分（ただし、郵送による入札の受領期限は、平成13年1月8日（火）正午までとする。）

鳥取県庁第15会議室（鳥取県庁議会棟3階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この制限付競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証する書類を、4の(1)の場所に平成13年12月17日（月）から同月25日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出しなければならない。なお、郵送による場合は、書留郵便（親展扱いとすること。）によるものとし、平成13年12月17日（月）から同月25日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the purchased : Tottori Prefectural Public Assistance Wide Area Network System, 1 Set
- (2) December 17 - 25 (22 - 24 excepted), 2001 8 : 30 AM - Noon and 1 : 00 - 5 : 00 PM : Terms for submission of documents for qualification confirmation
- (3) January 8, 2002 1 : 10 PM : Time - limit for submission of tenders
January 8, 2002 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Please Contact : Health and Welfare Division , Health and Welfare Department, Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan, TEL : 0857 - 26 - 7144

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成13年11月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 3・4・8号宮下十六本松線緊急地方道路整備工事「橋梁詳細設計業務委託」
- (2) 業務内容
本件業務は、鳥取市秋里の宮下十六本松線（八千代橋東詰）立体交差部の詳細設計業務である。
- (3) 業務の詳細

詳細設計

橋りょう上部工 プレテンション方式PC単純床版橋
橋 長 本線部 L = 20.0m、副道部 L = 16.3m
橋りょう下部工 2基（本線部及び副道部）
杭 基 礎 工 2箇所（橋りょう及びU型擁壁部）
U 型 擁 壁 2箇所
重 力 式 擁 壁 2箇所
補 強 土 2箇所

- (4) 履行期間 平成13年12月から平成14年3月20日まで

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）の定めるところにより、道路部門及び鋼構造及びコンクリート部門について建設コンサルタント登録簿に登録された者であること。
- (3) 平成12年鳥取県告示第665号（測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
- (4) 平成13年11月20日（火）から同月30日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有する者にあつては、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務若しくは地質調査業務に従事している常勤の技術部門の要

員を県内の本店等において合わせて20名以上有し、又は技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(6) 常時入札に参加し、及び契約を締結する権限を有する本店、支店又は営業所を県内に有しない者にあつては、技術士法第6条の規定により実施される第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている常勤の技術部門の要員を30名以上有すること。

(7) 本件業務の実施期間中、次のいずれかに掲げる基準を満たす技術者を管理技術者及び照査技術者としてそれぞれ配置できること。なお、照査技術者と管理技術者とは、同一の者であつてはならない。

ア 技術士法第6条の規定により実施される建設部門に係る第二次試験に合格し、かつ、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者であること。

イ 社団法人建設コンサルタンツ協会の行う技術部門のうち道路部門又は鋼構造及びコンクリート部門に係るシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）資格試験に合格し、登録を受けている者であること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成13年11月20日（火）から同月30日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

| | |
|---------------|--------------------------|
| 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階） |
| 鳥取市立川町六丁目176 | 鳥取県鳥取土木事務所総務課（東部総合事務所内） |
| 八頭郡郡家町大字郡家100 | 鳥取県郡家土木事務所総務課（八頭総合事務所内） |
| 倉吉市東巖城町2 | 鳥取県倉吉土木事務所総務課（中部総合事務所内） |
| 米子市鞆町一丁目160 | 鳥取県米子土木事務所総務課（西部総合事務所内） |
| 日野郡日野町根雨730 | 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課 |

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、測量等業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があつても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

- (5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

